

新たな風水害に対応した 防災体制の整備について

平成 29 年 2 月 17 日

岩手県防災会議幹事会議

目 次

河川・土砂災害対策の推進

- 1 河川災害対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 土砂災害対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

市町村における防災体制及び市町村への支援体制の強化

- 1 全庁をあげて役割分担する防災体制の構築及び
実効性を高めるための訓練の実施・・・・・・・・・・ 3
- 2 災害時における情報収集・分析を行い、
首長の判断を支える体制の構築・人材の育成・・・・・・・・ 3
- 3 災害時に河川管理者や気象台、防災対応経験が
豊富な専門家の知見を市町村が活用できる防災体制の構築・・・・・・・・ 3

住民等への具体的・確実な避難勧告等の伝達及び避難行動の周知徹底

- 1 住民にわかりやすい避難勧告等の実施（内容）及び住民に確実に届く
避難勧告等の実施（手段）並びに実効性を高めるための訓練の実施・・・・ 5
- 2 土地の災害リスク情報や災害時にとるべき避難行動の住民等への
周知、自主防災組織等による野外調査、勉強会の実施・・・・・・・・ 5

住民等の安全な避難の確保

- 1 避難行動要支援者等の安全確保のための計画策定・避難訓練等の実施・・・・ 7
- 2 避難所・避難場所の迅速な開設・運営及び訓練の実施・・・・・・・・・・ 7

本報告書では、以下の用語の定義を次のとおりとしている。

要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（水防法）

社会福祉施設等：老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設、介護老人保健施設、病院等（老人福祉法、介護保険法、医療法等）

要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（災害対策基本法）

避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害時等に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難を確保するために特に支援を要する者（災害対策基本法）

河川・土砂災害対策の推進

1 河川災害対策の推進

(1) 減災協議会の設立、運営【国・県・市町村】《新規》

河川に係るソフト対策とハード整備を一体的に行うため、国、県、市町村により構成する減災協議会*を設立し、水位計の設置計画及び水位周知河川の指定5カ年計画を決定するとともに、その取組状況についてフォローアップを実施する。

*：減災協議会は既に設立した「北上川上流減災対策協議会」に加え、「三陸圏域減災対策協議会（仮称）」及び「馬淵川米代川新井田川圏域減災対策協議会（仮称）」を設立予定。

(2) 水位周知河川に係る指定区間の選定基準の追加【県】

指定区間の選定規準に、従来の「人口や資産が集中する区間」、「過去に浸水被害が発生した区間」、「防災に関するニーズが高い区間」に、「防災拠点（役場等）を含む区間」を追加する。

(3) 水位周知河川における防災行動計画「タイムライン」の作成【県・市町村】《新規》

「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を、全ての水位周知河川において市町村と連携して作成し運用する。

(4) 水位周知河川制度の周知【県】

県は、機会をとらえて市町村に水位周知河川制度を周知するとともに、住民説明会やホームページ等を活用して県民への制度の周知を図る。

(5) 沿川の土地利用を勘案した水位監視カメラや水位計等の観測施設の効果的な配置【県・市町村】《新規》

県は、平成29年度までに水位周知河川、岩泉町小本川及び山田町関口川（計33か所）の基準観測所に水位監視カメラの設置を行い、河川情報システムにより住民に配信する。

また、地域住民や市町村と調整を行いながら住民が簡易に現地水位を目視確認できる量水標の設置を推進するとともに、市町村独自の水位計、量水標、水位監視カメラ等の設置等の取組を促進する。

(6) 簡易な方法での水位計測、流域雨量指数の活用の検討【県・市町村】

県、市町村は、避難勧告等の発令基準をよりの確にするため、関係機関等が連携して簡易な方法での水位計測、流域雨量指数の活用等について検討する。

(7) 被災地への対応【県】《新規》

県は、平成28年の台風第10号により甚大な浸水被害のあった岩泉町小本川について、平成29年5月までに水位周知河川の指定を行う。また、小本川上流部において平成29年度中に水位計を設置する。

また、東日本大震災津波により水位観測地点が感潮区間となったため運用休止中の山田町関口川において、平成29年度中に水位計の移設を行い、運用を再開する。

(8) 水位周知河川に係る県・市町村間のホットライン体制の構築【県・市町村】《新規》

水位周知河川において、河川管理者から市町村長（または防災担当幹部職員）へ河川情報を直接電話連絡する体制を構築する。

(9) 水位到達情報の伝達手段の改善等【県】

県庁から関係機関（報道機関等）への伝達手段を、平成 29 年 5 月を目途に従来のファクシミリによる伝達から、河川情報システム及びメールによる伝達に改めるとともに、河川情報システムのサーバーの増強を行う。

(1 0) 洪水浸水想定区域の指定の推進【県】《新規》

減災協議会において、洪水浸水想定区域の指定 5 年計画について決定するとともに、可能な限り計画を前倒しし、市町村のハザードマップ作成を支援する。

特に、岩泉町小本川については、平成 29 年 12 月までに洪水浸水想定区域の指定を行う。北上川水系における県管理区間の 10 河川については国管理区間との差異を解消するため、想定最大規模の洪水浸水想定区域に見直す。

また、洪水浸水想定区域図をホームページ上で公開し、広く周知する。

(1 1) 浸水実績図の公表【県】《新規》

地域の水害リスクを簡易的に把握するため、平成 28 年の台風第 10 号等による浸水実績図を作成し、平成 29 年 3 月までに関係市町村へ提供およびホームページ上で公開し、住民の防災意識醸成や市町村の避難計画の作成を支援する。

2 土砂災害対策の推進

(1) 土砂災害警戒区域に係る基礎調査の実施及び調査結果の公表の推進【県】

県は、要配慮者利用施設を優先しながら土砂災害危険個所の基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域の指定及び公表を進める。

(2) 土砂災害に係る警戒避難体制の促進【県】《新規》

県は、各市町村における地域防災計画への反映や土砂災害ハザードマップの作成状況など、土砂災害警戒区域に係る警戒避難体制の整備状況について進捗管理を行い、各種会議等の場で公表し情報共有を図るとともに、未整備の市町村における早期整備を促進する。

(3) 土砂災害危険箇所立地する要配慮者利用施設への注意喚起【県】

県は、毎年 6 月の土砂災害防止月間に合わせて実施している土砂災害危険箇所点検パトロールについて、要配慮者利用施設が立地する箇所を優先点検箇所として位置付け、施設管理者との合同点検を実施するとともに、点検結果や県等が公表している防災情報の活用方法等について個別に説明する。

また、土砂災害危険箇所立地する要配慮者利用施設に対して、ダイレクトメール等により土砂災害への注意喚起を促す。

市町村における防災体制及び市町村への支援体制の強化

1 全庁をあげて役割分担する防災体制の構築及び実効性を高めるための訓練の実施

(1) 全庁をあげた防災体制の構築と、台風等に備えた早めの体制の切り替え【市町村】《新規》

大規模な災害に備え、情報を収集・分析する組織、一般住民からの情報や問い合わせに対応する組織、避難勧告等の情報を住民へ伝達する組織に分けるなど、防災担当課だけではなく、全庁（市町村の組織全体）をあげた体制を整備する。

また、台風等、事前に災害の発生が予想される場合には、早期に全庁をあげた体制に移行する。

(2) 岩手県災害情報システムを活用した訓練の実施【国・県・市町村】

岩手県災害情報システムを活用し、被害状況の把握や報告、支援要請等、情報の分析や伝達を確実にを行うための訓練を実施する。

(3) 災害発生状況を考慮した避難勧告等の発令訓練の実施【市町村】

避難勧告等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した避難勧告等発令の訓練を定期的実施する。

(4) 職員を対象とした研修会や訓練の実施【県・市町村】

県、市町村の防災担当職員を対象に気象情報、土砂災害警戒情報システム、河川情報システムの見方等に関する研修会を開催し、災害時における情報収集・分析のための基礎的な知識を習得する。

市町村は、災害時の体制を踏まえた研修会や訓練の実施により、職員の災害対応力の向上を図り、県はこれらの研修会や防災訓練の実施を支援する。

また、県は、職員の受講機会の確保や研修の充実等を図るため、本県自治体における職員研修・訓練のあり方等について検討し、その検討結果を踏まえた職員研修・訓練を行う。

2 災害時における情報収集・分析を行い、首長の判断を支える体制の構築・人材の育成

(1) 情報収集・分析を行い、首長を補佐する体制の構築・人材の育成【市町村】《新規》

市町村は、避難勧告等の発令に資する情報の分析を担う組織や、市町村長の避難勧告等発令の意思決定を補佐する組織を設置するとともに、担当する職員を研修会等に積極的に参加させるなど、人材の育成を行う。

(2) 首長を対象としたトップセミナーの開催【国・県】

国や県は、市町村長の防災に係る情報提供や意識高揚を図るため、防災の専門家による講演や事例紹介等、市町村長を対象としたセミナーを実施する。

3 災害時に河川管理者や気象台、防災対応経験が豊富な専門家の知見を市町村が活用できる防災体制の構築

(1) 「風水害対策支援チーム」(仮称)による市町村への避難勧告等発令の支援【国・県・専門家】《新規》

台風等、災害の発生が予測される場合には、気象台、河川管理者、県の防災関係課、専門家等による「風水害対策支援チーム」(仮称)を設け、防災情報や知見を共有するとともに、市町村長が避難勧告等の発令を判断する上で参考となる助言内容の検討を行う。

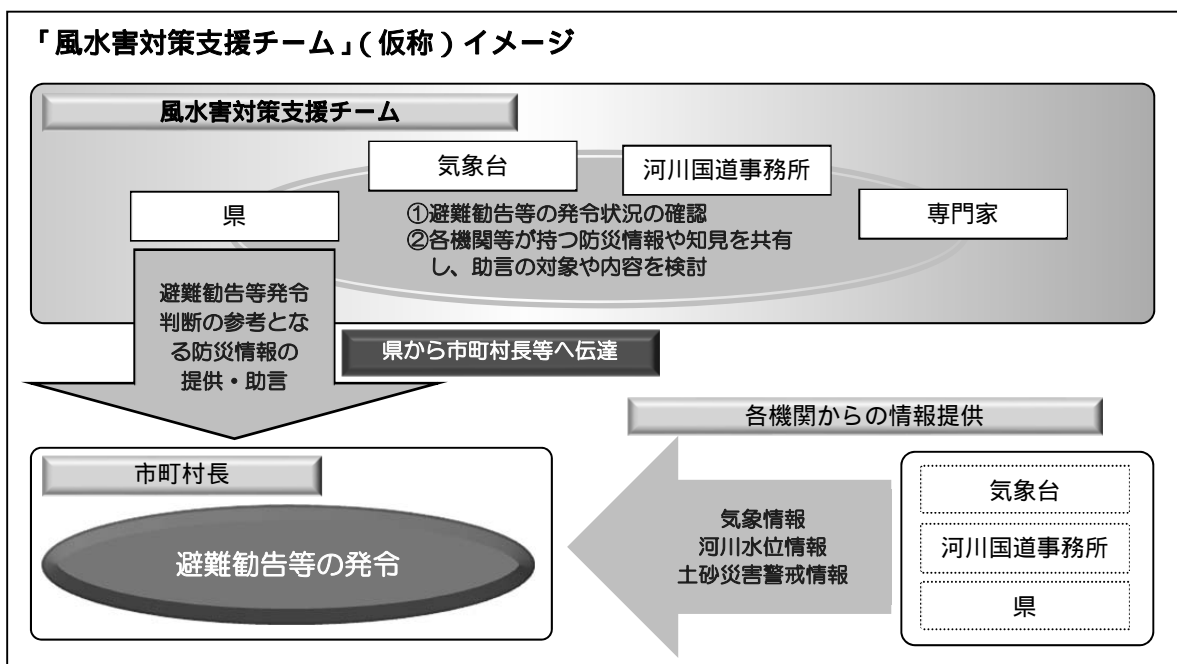
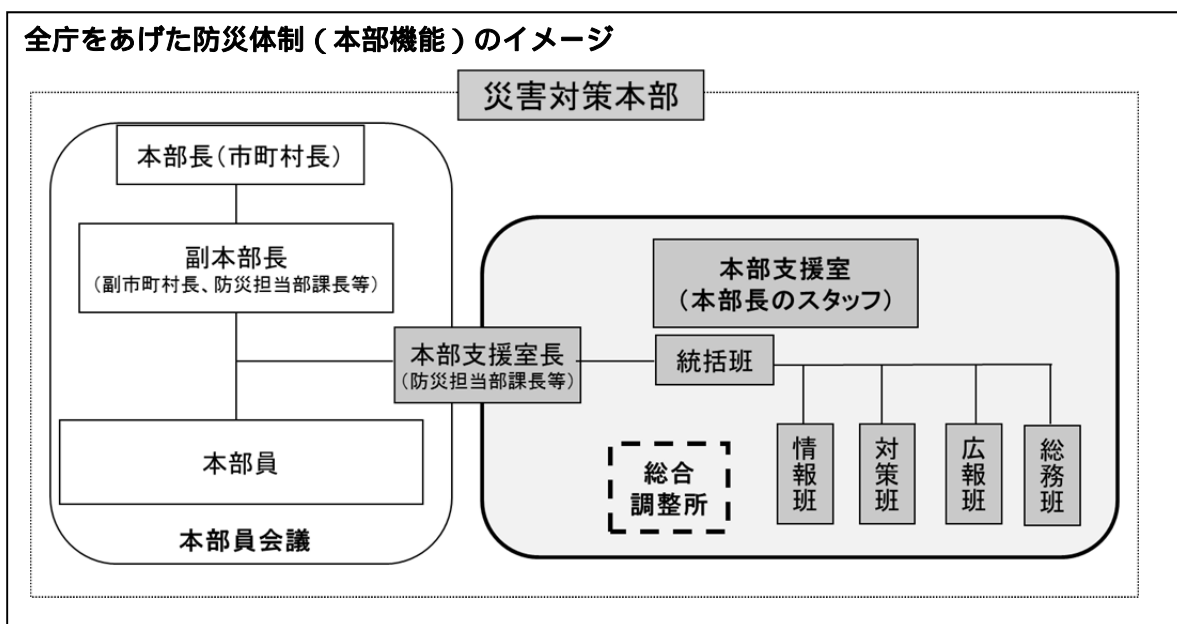
また、事前に予測ができない災害（通常の大雨災害等）の場合においては、県の防災関係課は、气象台等と連携し、積極的に市町村に情報提供を行う体制を構築する。

(2) 県から市町村長等へ助言等を直接伝達するための体制整備【県・市町村】《新規》

「風水害対策支援チーム」(仮称)で検討した、避難勧告等発令を判断するための情報や助言内容等について、県から市町村長等へ直接伝達を行う。

(3) 「風水害対策支援チーム」(仮称)による研修会等の実施【国・県】《新規》

「風水害対策支援チーム」(仮称)は、平常時に市町村職員を対象とした避難勧告等発令をはじめ、防災体制に係る研修会などを実施する。



住民等への具体的・確実な避難勧告等の伝達及び避難行動の周知徹底

1 住民にわかりやすい避難勧告等の実施（内容）及び住民に確実に届く避難勧告等の実施（手段）並びに実効性を高めるための訓練の実施

（１）住民等に対する防災知識の普及・啓発【国・県・市町村】

国、県、市町村は、それぞれ様々な機会をとらえ住民の防災知識の普及・啓発を図る。また、「避難準備情報」が「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更されたことから、用語の意味等についても住民等へ周知する。

（２）台風接近時等における住民への注意喚起【市町村】《新規》

市町村は、台風接近時等、大雨の予報等が発表された段階から災害の危険が去るまでの間、避難勧告等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。

（３）災害の種別に応じた避難勧告等の伝達文の作成【市町村】

市町村は、避難勧告等を発令する際には、住民がとるべき避難行動を理解できるよう、どのような災害が、どの地域に発生するおそれがあるのか、どのような避難行動をとるべきか等を具体的に伝える。また、あらかじめ災害種別に応じた伝達文を作成する。

（４）Ｌアラートを活用した避難勧告等の情報伝達【県・市町村・報道機関】

テレビやインターネットなどを活用し、迅速に住民に避難情報を伝達するため、市町村はＬアラートを活用した避難勧告等発令を行う。

（５）岩手県災害情報システムを活用した訓練の実施【国・県・市町村】

岩手県災害情報システムを活用し、Ｌアラート、ツイッター、フェイスブックによる避難勧告等の情報発信訓練を実施することにより、住民への確実な情報伝達を図る。

（６）要配慮者利用施設への情報伝達体制の構築【県・市町村】

県、市町村等は、避難情報の種類や内容等について、要配慮者利用施設への周知を行う。また、市町村は、災害時に早めの避難行動が必要となる要配慮者利用施設に対して、避難勧告等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。

（７）住民参加型の避難訓練の実施【県・市町村】

県総合防災訓練や市町村の防災訓練において、避難勧告等発令による避難訓練を実施することにより、災害時における住民の迅速・確実な避難行動につなげる。

2 土地の災害リスク情報や災害時にとるべき避難行動の住民等への周知、自主防災組織等による野外調査、勉強会の実施

（１）広報紙等による災害時にとるべき避難行動の周知【県・市町村】

県や市町村は、広報紙等を活用し、災害危険箇所の把握の必要性や災害時の避難の方法（水平避難・垂直避難）、避難所の確認など、災害時にとるべき行動について住民への周知を行う。

（２）いわてモバイルメールへの登録推進【県】

各種気象情報や土砂災害警戒情報、河川水位到達情報などを直接住民に伝達できる手段であるいわてモバイルメールへの登録を推進し、住民の主体的な避難の促進を図る。

（３）防災マップ等による危険箇所、避難所等の周知【市町村】

市町村は、住民に防災マップ等を配付したり説明会を開くなど住民に対して、災害危険箇所や避難所等の周知を行う。

(4) 自主防災組織等による地域の災害リスクの把握【県・市町村】《新規》

住民の適切な避難行動につなげるとともに、地域の防災力強化を図るため、県や市町村は自主防災組織や地域住民が主体となって地域の危険箇所や避難場所等の把握、発災時における地域内での連絡体制の整備等を促進する。

(5) 要配慮者利用施設へのリスク情報等の提供【国・県・市町村等】

国、県は、県内の要配慮者利用施設の管理者を対象に、河川や土砂災害情報等に関する説明会等を開催する。

市町村は、ハザードマップ作成を推進し周知を徹底するなど、要配慮者利用施設がリスク情報を容易に把握できるようにする。

住民等の安全な避難の確保

1 避難行動要支援者等の安全確保のための計画策定・避難訓練等の実施

(1) 個別計画策定に係る先進的な取組の共有【県】《新規》

県は、避難行動要支援者名簿の活用や、個別計画の策定に係る先進事例等を紹介することにより計画策定を促進し、避難行動要支援者の避難支援の実効性を高める。

(2) 社会福祉施設等の非常災害対策計画等の策定、避難訓練の実施【県・市町村等・関係団体・社会福祉施設等】《新規》

社会福祉施設等は、非常災害対策計画等を策定するとともに、市町村が提供した情報や社会福祉施設等自らが収集した情報を踏まえた判断や避難等の対応を行う訓練を実施し、継続的な改善に取り組む。

非常災害対策計画等の策定に当たっては、地域の関係者や関係機関の連絡先を盛り込むとともに、社会福祉施設等の入所者について地域と情報共有を図るなど地域との連携を進める。

県、市町村等は、社会福祉施設等の特徴に応じ、具体的なマニュアルの作成や取組事例の情報提供等を行うとともに、指導監督権限を有する社会福祉施設等の開設時と定期の指導監査に加え、定期的な確認を実施し、社会福祉施設等の非常災害対策計画等及び避難訓練実施の点検や指導・助言を実施する。

また、同じ市町村に立地する県所管の社会福祉施設等と市町村所管の社会福祉施設等について、非常災害対応等の情報共有を図る。

(3) 住民参加型の避難訓練の実施【県・市町村】

県総合防災訓練や市町村の防災訓練、地域における避難訓練において、自治会や自主防災組織、消防団、福祉関係者等が連携し、避難行動要支援者の避難の支援に係る訓練を実施する。

2 避難所・避難場所の迅速な開設・運営及び訓練の実施

(1) 自主防災組織や住民等による避難所等の開設・運営【市町村】

住民等が早めの避難を行えるよう、自主防災組織や住民等が避難勧告等に合わせて迅速に避難所等の開設を行うとともに、避難生活が長期化した場合に市町村も一定の関与をしつつ、住民が主体となって避難所運営を行える体制を構築する。

(2) 住民参加型の避難訓練の実施【県・市町村】

災害時の円滑な避難所運営のため、県総合防災訓練や市町村の防災訓練において、自主防災組織や住民等による避難所開設・運営訓練等を実施する。

(3) 福祉避難所の周知【県・市町村】

県、市町村は、福祉避難所が要配慮者の保護を目的としているものであることを住民に周知する。

岩手県防災会議幹事会議地域防災体制分科会

委員名簿

東北管区警察局 災害対策官 遠藤清則
東北地方整備局岩手河川国道事務所 総括地域防災調整官 木村 恭一
仙台管区气象台盛岡地方气象台 防災管理官 藤原 政志
陸上自衛隊岩手駐屯地 第9特科連隊第3科長 嶋崎 善幸
岩手県消防長会 盛岡地区広域消防組合消防次長兼警防課長 高橋 利光
日本放送協会盛岡放送局 放送部長 小高 純
県警察本部 警備課長 石川 康
岩手県総務部 理事兼副部長兼総務室長 大槻 英毅（座長）
岩手県政策地域部 副部長兼政策推進室長 南 敏幸
岩手県保健福祉部 副部長兼保健福祉企画室長 細川 倫史
岩手県県土整備部 副部長兼県土整備企画室長 平野 直
岩手大学 名誉教授 齋藤 徳美
岩手大学地域防災研究センター 客員教授 越野 修三
岩手日報社 編集局次長 藤原 哲
宮古市 危機管理課長 山本 克明
久慈市 消防防災課長 大向 雄二
一関市 防災安全対策監兼防災課長 佐藤 幸紀
岩泉町 総務課長 植村 敏幸

岩手県防災会議幹事会議社会福祉施設等防災分科会

委員名簿

県警察本部 警備課長 石川 康
岩手県総務部 理事兼副部長兼総務室長 大槻 英毅
岩手県保健福祉部 副部長兼保健福祉企画室長 細川 倫史（座長）
岩手県市長会 事務局次長 浅沼 秀夫
岩手県町村会 事務局次長 佐藤 修
岩手県消防長会 盛岡地区広域消防組合消防次長兼警防課長 高橋 利光
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 事務局次長 門脇 吉彦
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会高齢者福祉協議会 会長 渡辺 均
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会 会長 松田 賢雄
一般社団法人岩手県介護老人保健施設協会 会長 長澤 茂

岩手県防災会議幹事会議河川・土砂災害防災分科会

委 員 名 簿

東北地方整備局岩手河川国道事務所 副所長 三浦 義昭
仙台管区气象台盛岡地方气象台 防災管理官 藤原 政志
岩手県総務部 総合防災室長 石川 義晃
岩手県県土整備部 副部長兼県土整備企画室長 平野 直（座長）
岩手県県土整備部 河川港湾担当技監 八重樫 弘明
岩手県県土整備部 河川課総括課長 高橋 正博
岩手県県土整備部 砂防災課総括課長 檜山 護
一般社団法人岩手県建設業協会 専務理事 佐々木 幸弘
岩手県河川海岸協会 一関市建設部治水河川課次長兼課長 那須 勇

岩手県風水害対策支援チーム運営要領

(目的)

第1 台風等による風水害が予測される場合に、市町村の避難勧告等の発令状況を把握し、風水害の発生が予想される地域の絞り込みを行うとともに、市町村からの相談に対応するなど、市町村における風水害対策を支援するため、国、県及び専門家を構成員とする「岩手県風水害対策支援チーム」（以下「支援チーム」という。）を設置する。

(組織等)

- 第2 支援チームの構成員は別紙のとおりとする。この場合において、有識者の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 支援チームに班長及び副班長を置く。
 - 3 班長は総合防災室長をもって充てる。副班長は総合防災室防災危機管理監及び河川課総括課長をもって充てる。

(支援チーム構成員の招集)

第3 盛岡地方気象台が台風等に関する説明会を開催した場合など、風水害が発生するおそれがある場合、班長（班長が不在の場合は副班長）は支援チーム構成員を招集する。

(活動)

第4 支援チームの活動は次のとおりとする。

(1) 風水害対策時の活動

- ア 市町村における避難勧告等の発令状況を確認すること。
- イ 実況雨量、気象予報、流域雨量指数、土砂災害警戒メッシュ情報等により、今後風水害が起り得ると予想される地域の絞り込みを行い、市町村に対する助言内容を検討すること。
- ウ 市町村からの相談に対応すること。

(2) 平常時の活動

- ア 市町村職員を対象とした、気象情報、土砂災害警戒情報システム、河川情報システムの活用等に関する研修会の開催

イ 支援チーム連絡会議の開催

(3) その他の活動

(1)、(2)に掲げる活動のほか、市町村の風水害対策を支援するうえで必要な活動。

(事務局)

第5 支援チームの事務局を総合防災室に置く。

(補足)

第6 この要領に定めるもののほか、支援チームの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成29年6月19日から施行する。

別紙

支援チーム構成員（第2関係）

	第1順位	第2順位	第3順位
岩手河川国道事務所	総括地域防災調整官	地域防災調整官	各所属長が指名する者
盛岡地方気象台	次長	防災管理官	
総務部総合防災室	室長 (班長)	防災危機管理監 (副班長)	
県土整備部河川課	総括課長 (副班長)	河川海岸担当課長	
県土整備部砂防災害課	総括課長	特命課長	
有識者	齋藤 徳美（岩手大学名誉教授）		
有識者	越野 修三（岩手大学客員教授）		
有識者	井良沢 道也（岩手大学教授）		
有識者	小笠原 敏記（岩手大学准教授）		

強い勢力をもった台風が接近した場合のタイムライン(事前防災行動計画)【台風の進路、勢力等に応じ柔軟に対応すること】

目安時間	盛岡地方気象台	県等	市町村	住民
72時間前	気象庁台風情報(以降随時)	台風情報の収集、市町村等への提供(以降随時)	台風情報の収集(以降随時)	台風情報の確認(以降随時)
60時間前	岩手県気象情報(以降随時)	防災体制の確認	防災体制の確認 避難所の開設準備 防災無線、発電機の点検	
31時間前	台風説明会		住民への呼びかけ	避難所・避難経路の確認 非常持出品の準備 自宅の保全
30時間前	大雨・洪水注意報		住民への呼びかけ	
12時間前	大雨・洪水警報	災害警戒本部設置 県民への呼びかけ(HP・ツイッター、モバイルメール等)	災害警戒本部設置	
8時間前		災害特別警戒本部設置 ■風水害対策支援チーム設置 市町村の避難勧告等発令状況確認 災害の発生が予想される地域の特定 ⇒ 県から市町村長等へ助言 自身の市町村の今後の気象状況、避難勧告発令 ⇒ 市町村長等から支援チームに相談	避難準備・高齢者等避難開始 避難所の開設 住民への呼びかけ	要配慮者避難開始(要配慮者以外は避難準備)
6時間前		災害対策本部設置 リエゾン派遣	災害対策本部設置 避難勧告 住民への呼びかけ	避難開始
5時間前	土砂災害警戒情報			
3時間前			避難指示 住民への呼びかけ	屋外への避難が危険な場合は屋内安全確保
1時間前	記録的短時間大雨情報			
0時間前	最接近			

参集の目安(8時間前)
台風の進路やスピード等の状況を考慮する必要があるため、参集時間は前後する可能性があること。(余裕を持った対応が必要。)